

肝炎治療特別促進事業の改正について

1. 国要綱の改正点

○ 肝炎医療費助成に係る下記の課題について、平成30年度より国の要綱において改正がされた。

| 項目 | 課題 | 対応(要綱改正内容) |
|----------------------------|---|--|
| 核酸アナログ製剤治療に係る更新認定の手続き | 核酸アナログ製剤治療を開始したB型肝炎患者の多くが長期投与を続けており、毎年 of 病態認定のために医師の診断書(あるいはそれに代わるもの)を提出し、認定協議会の認定を受ける必要がある。 | <ul style="list-style-type: none">・診断書又は検査内容がわかる資料が提出された認定後2回目までの認定においては、<u>検査内容がわかる資料の提出は省略できる。</u> (税証明書類、お薬手帳の提出のみでよい)・<u>この場合、認定協議会の開催を省略できる。</u> <p>ただし、手続きを省略するかどうかについては各都道府県の判断により柔軟に対応できることとする。</p> |
| B型慢性肝疾患に対するインターフェロン療法の助成回数 | 助成回数はIFN、ペグIFNをそれぞれ1回まで認めており、不成功の者は同じ薬剤の2回目の助成が受けられない。 | <ul style="list-style-type: none">・2回目の治療に対しても医療費助成を認める。 (IFN→ペグIFN→ペグIFNの場合は3回目まで) |

○改正の概要

| | 今まで | 改正後 |
|-------------------|---|--|
| 核酸アナログ 更新手続き | <p>新規 更新1 更新2 更新3</p> <p>診断書 → 診断書or検査結果 → 診断書or検査結果 → 診断書or検査結果</p> <p>全て審査</p> | <p>従来通り 新規 更新1 更新2 更新3</p> <p>診断書 → 診断書or検査結果 → 診断書or検査結果 → 診断書or検査結果</p> <p>または</p> <p>新 パターン2 診断書 → お薬手帳 → お薬手帳 → 診断書or検査結果</p> <p>診断書or検査結果のない場合は審査なし（申請は必要）</p> |
| B型での IFN療法助成回数 | <p>1回目 2回目</p> <p>組合せ1 IFN → ヘク*IFN (ソラシド) → 認める</p> <p>組合せ2 ヘク*IFN (ソラシド) → ヘク*IFN (ソラシド) → 認めない</p> | <p>1回目 2回目 3回目</p> <p>組合せ1 IFN → ヘク*IFN (ソラシド) → 認める</p> <p>組合せ2 ヘク*IFN (ソラシド) → ヘク*IFN (ソラシド) → 認める</p> <p>組合せ3 IFN → ヘク*IFN (ソラシド) → ヘク*IFN (ソラシド) → 認める</p> |

2. 肝炎治療コーディネーターの治療医療機関指定要件への追加について

○肝炎医療コーディネーターは、医療機関、行政機関、その他の関係機関の職員にウイルス性肝炎に関する正しい知識を得てもらうことで、肝炎患者が適切な肝炎医療や支援を受けられるようにするため、平成23年度より養成をしています。

○平成29年度には、「高知県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱」を制定し、位置づけや役割を明確にしています。

主な活動：肝炎ウイルス検査の受検促進
検査陽性者の早期の受診促進
肝炎患者の継続的な受療促進

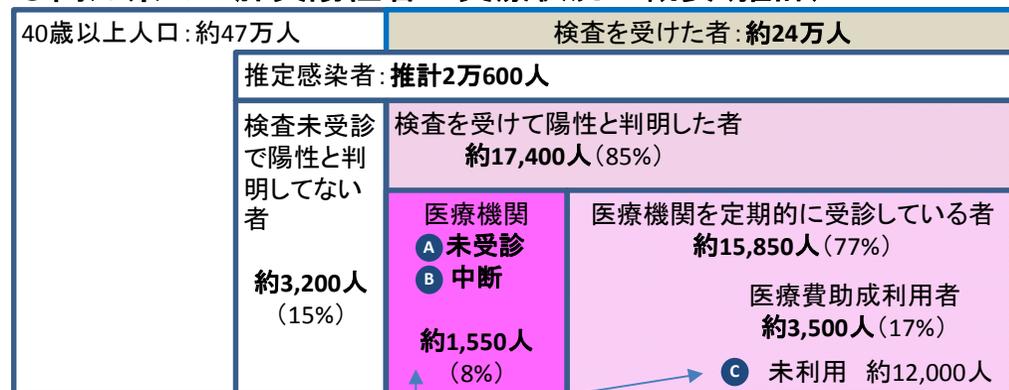
◎治療の更なる促進に向けての対応(案)

- ・誰でもが感染する可能性のあった時期から、がん化と言われる30年を経て、陽性者への治療促進が早急に必要となっていますが、検査で陽性と判明しているにも関わらず、治療につながっていない方がまだ大勢いることが推測されます(右図)。
- ・しかし、患者の治療の継続支援を主に担う医療機関での肝炎医療コーディネーターの養成が低い状況にあります。
- ・そこで、治療医療機関の認定要件に肝炎医療コーディネーターの配置を要件として追加し、治療促進を図ることとしてはどうか。

●肝炎医療コーディネーター養成状況

| | 医療機関 | 行政機関 | | 計 |
|---|------------------|------|-------|-------|
| | | 保健所 | 市町村 | |
| 養成者数(人) | 169 | 47 | 89 | 305 |
| 養成施設割合(%) (再:H29医療費助成利用 医療機関での割合) | 52.6% (59.1%) | 100% | 89.7% | 66.1% |
| 1施設あたり養成人数(人) | 3.3 | 7.8 | 3.4 | 3.6 |

●高知県での肝炎陽性者の受療状況の概要(推計)



・陽性と判明しているのに、医療機関への継続的な受診につながっていない方への対策が必要

3. 高知県での対応について(協議事項)

(1) 核酸アナログ更新申請時の検査結果及び審査の省略について

- ・高知県でも開始するかどうか
- ・認める場合、何か条件をつける必要はあるか

薬を変更した場合は不可、前回審査時に検査結果が悪い場合は不可 など

(2) B型肝炎のIFN2回目利用を高知県でも開始することとしてよいか

(3) 治療医療機関の指定要件に肝炎治療コーディネーターを配置することを追加することとしてよいか

4. 他県の動向 (H30年6月25日時点聞き取り調査結果概要)

(1) 検査結果及び審査省略の他県(中四国)の実施状況

| | | |
|-------|----|--|
| 改正済み | 1県 | 鳥取県(5月適用) |
| 検討中 | 2県 | 岡山県、広島県 理由等:更新履歴の管理が難しいため、協議会等で検討を行う予定。 |
| 改正しない | 5県 | 島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県 理由等:更新履歴の管理が難しいため。申請時に混乱する可能性があるため。 |

(2) B型肝炎のIFN2回目利用の他県(中四国)の実施状況

| | | |
|------|----|---|
| 改正済み | 3県 | 島根県、広島県(4月適用) 香川県(5月適用) |
| 改正予定 | 2県 | 鳥取県、愛媛県 |
| 検討中 | 3県 | 岡山県、山口県、徳島県 主な意見:対象者も少ないため、他の改正の機会に合わせて改正する。 |